

船橋市美術館運営等検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 船橋市の美術館のあり方及び運営等について、提言及び報告を行うことを目的として「船橋市美術館運営等検討委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために必要な事項を協議・検討し、教育委員会に提言及び報告を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、美術関係者、教育関係者、公募による市民、その他必要と認められる者の中から教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとし、教育長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長は必要があると認めるときは、あらかじめその職務を代理する者を委員の中から指名することができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関し必要な事項は別途協議して定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。